

介護報酬改定に対する会長声明

厚生労働省は、施設・在宅サービス事業所の「経営実態調査」の結果を10月3日発表しました。同結果を踏まえて、財務省の諮問機関たる財政制度等審議会は、介護報酬を2015年度に全体で6%以上引き下げよう10月8日に提言しています。

これらの提言を踏まえた介護報酬の改定がなされれば、介護保険施設・事業者の多くは、事業と組織の継続性を担保するために、効率性と生産性を更に追及せざるを得なくなることが推察されます。このような社会福祉経営のもとでは、サービスの効率化と画一化が促進されることとなり、結果として、サービス利用者の尊厳が稀釈される恐れがあります。なぜならば、個別性を尊重し、多様なサービスを提供するという事は、支援の手間や時間を要し、運営上における費用がかかると言え、介護報酬の引き下げはこれらの費用の削減に繋がるからです。

また、介護報酬にかかる議論は、サービス利用者たる国民や社会福祉専門職、事業経営者を含めた多面的な視点で成されるべきであり、財務の観点でのみ行われるものであってはならないと考えます。

私たち社会福祉士は、人々の尊厳ある暮らしを守るべく、権利擁護をその実践基盤としています。この専門職倫理に則り、本会は、介護報酬の引き下げに対する提言・意見に対して、強く反対の意見を表明します。

2014年10月14日
公益社団法人 広島県社会福祉士会
会長 中島 康晴